

会議名称	第3回 立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会
開催日時	令和7年1月20日（月曜日） 午後6時00分～午後7時30分
開催場所	立川市役所 210 会議室
次第	1. 事務局あいさつ 2. 第2回策定検討委員会について 3. 素案 事務局（案）について 4. 計画策定スケジュールについて 5. その他
配布資料	1. 第2回立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会会議要旨 2. 第2回立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会において委員から出された意見（第2次計画の施策体系ごとに整理） 3. 立川市第2次成年後見制度利用促進計画事務局素案 4. 立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定スケジュール
出席者	〔委員〕 赤沼康弘（委員長）、武田正信（副委員長）、秋野達彦、大輪典子、西村公一、甲康枝、塩野龍也、田所佳洋、泉口哲男、水村安代、山本繁樹、伊藤翔、中野るみ子、佐藤岳之 〔事務局〕 西上大助（福祉総務課長）、野島一巳（地域共生係長）、山田菜々（地域共生係） 〔中核機関〕 〈立川市〉 石垣裕美（高齢福祉課在宅支援係長）、片川明夫（障害福祉課障害福祉第三係長） 〈立川市社会福祉協議会〉 鉢嶺由紀子（総合相談支援課地域あんしんセンター係長）、大島直美、関口まゆ（地域あんしんセンター係）
欠席者	石嶋実、遠藤雅子、照内潤子
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0 人
会議結果	以下の通り
担当	立川市福祉部福祉総務課 電話 042-523-2111（内線 1492）

【1. 事務局あいさつ】

【2. 第2回策定検討委員会について】

資料1及び資料2を参照し確認した。

【3. 素案 事務局（案）について】

資料3について事務局より説明。

<A 委員>

資料3、28ページの報酬助成件数。報酬助成件数は、30市町村内では突出しているのではないと思う。30市町村内で件数が多いという実状や拡充を目指しているのであればそれを記載していただければ、メッセージとしてより強くなると思った。

<事務局>

他市との比較はうまく盛り込めればと思う。報酬助成は、62頁に概要を記載している。

<B 委員>

後見が必要な方が増えている。今説明のあった資料2、2ページ下線の身元保証人・身元引受人等がないことを前提とした対応方法（その後削除）。厚労省から身元引受人がないことを理由に入院入所を断ってはいけないという通知が出されているが、通知の存在があまり知られていないのが現状。国が成年後見制度に絡む身寄りがない人の意思決定支援ガイドラインを出している。通知がでていうということと、ガイドラインの存在を計画にも明記してはどうかと思う。地域の関係者に周知していく必要があると思う。

<事務局>

厚労省の通知という具体的な記載はしていないが、45頁の関係機関と連携した取組の第三の権利擁護支援で整理はしている。ガイドラインは記載していないため、どのように盛り込めるか検討する。

<B 委員>

今、国から意思決定支援ガイドラインが5つでていうが、あまり知られていない状況のため、どこかに明記しておく必要がある。

<事務局>

記載の仕方を検討する。

<副委員長>

計画は立川市の人の目にとまる。その観点でいくと76頁、用語説明の「地域権利擁護事業と呼ばれるが、日常生活自立支援事業で統一する」は日常生活自立支援事業の説明が足りない。一般の方はわからないと思うため、説明が必要。

あと「統一する」となっているが、「します」にしていいただければ。

また、22頁の市民後見人養成講座終了者。法人後見支援員も説明を追加したほうがいいと思った。私たちは支援員がどういうことをしているかわかっているが一般の方は、法人後見とは？支援員は何をするんだろう？と読んだときに疑問が浮かんでくるのかなと思った。文言というのは必然的に私たちが作るとかたい言葉になる。これを読むのは一般の方のため、分かりやすい説明が必要。

<事務局>

法人後見支援員という説明は入れていきたい。日常生活自立支援事業については、あんしんセンターの取組で25頁に整理している。

<委員長>

日常生活自立支援事業は厚労省の補助事業であり、もともとは地域福祉権利擁護事業からスタートして、厚労省で日常生活自立支援事業を変えていった経過があるため、それぞれが名称を作っているわけではない。当初の名称が馴染んでしまったためそのまま使っている地域がある。そのため、統一するという形でいいののかも含めて工夫していただければと思う。

<C 委員>

資料3、12頁に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）とあるが、すでに令和6年12月に認知症推進基本計画が策定されており、そこでは3.6人に1人となっている。それに伴い76頁の数字も新しいものに変える必要がある。

17頁の成年後見制度に関する相談の受付支援方針の検討は、専門職視点で記載があると思うが、地域包括支援センターや総合支援事業所等の相談機関とある。しかし、その前に本人、家族からの相談があり、本人などの判断能力が低下したことにより、その代理人として、地域包括などが相談に乗る流れだと思う。そのあとのチームや本人中心の図が記載してあるにも関わらず、中央に包括や相談支援機関というのはおかしい。普段からこの資料を見慣れてはいるが、一つの冊子になると少しずれがあると感じている。

<事務局>

新オレンジプランの箇所は修正する。17頁は、あんしんセンターの取組事業の説明になっているが、ご指摘のとおりだと思う。本人、家族からの相談をうまく盛り込めればと思う。

<D 委員>

9頁、②法定後見制度の対象となる方。支援を受ければできるという表記に変更している。改めて新しい審判書の視点の方がよろしいのかなという印象を持った。

<事務局>

修正したい。

<E 委員>

54頁、中核機関の取組の親族後見人等に対する支援。相談に乗るとなっているが、相談を受けるがいいのではないかな。

<事務局>

再度確認し修正したい。

<F 委員>

立川市と包括連携協定を結んでいるため、色々なことが出来るようになった。59頁、金融機関との連携としか記載していない。せっかく協定を締結したため、包括連携協定を結んでいる金融機関を中心に等、何か足してもらえると具体的になると思う。

<事務局>

記載の仕方については検討する。

<委員長>

包括連携協定の内容も含めて紹介していただければと思う。これはある意味第2次計画の目玉かもしれない。

<G 委員>

障害を持っている人たちも読むため、難しい漢字が読めない人用に絵やふりがな付きの別紙的なものがあるといいと思った。検討していただければと思う。

<事務局>

障害者計画や地域福祉計画は、そのような配慮をしている。そういった状況も踏まえながら本案とは別の冊子といった形で整理していきたい。

<委員長>

多くの意見をいただいております、この意見を取り入れて作っていただければ、非常に良いものができるのではないかと思います。

<委員長>

素案の検討としては、それぞれの取組課題ごとに説明を受けて、皆さんの意見を伺う。

<事務局>

取組施策1について説明。

<D 委員>

支援検討会議の開催について。日常生活自立支援事業から成年後見制度へ、成年後見制度から日常生活自立支援事業へ検討するとなっているが、支援検討会議はそれだけではないと認識している。この辺の説明も兼ねるのであれば見直しが必要と感じる。あわせて次の日常生活自立支援事業の効果的な実施方策についての検討を支援検討会議にて検討するも少し会議のポジショニングとは違ってくる。

<事務局>

中核機関の取組、総合的な権利擁護支援策の充実の取り組みとしてはここに記載しているが、その範囲の中で選考している。

49 頁、取組施策2の中核機関の取組で、支援検討会議と記載している。

45 頁、支援検討会議の開催。支援検討会議において、成年後見制度の受任調整も含めて検討している一方で、法定の成年後見制度が適切なかどうか、日常生活自立支援事業の活用も含めて検討しているため、このような表現。

<委員長>

委員の問題意識としては、支援検討会議は、本人の置かれた環境を踏まえて福祉的支援を前提として、その中で成年後見制度が必要かどうかを検討する。日常生活自立支援事業から法定後見に移すことに限定をしないで、福祉的支援というものを念頭に置いて法定後見制度が必要なのかという観点で支援検討するという問題意識。それがこの表現だと、日常生活自立支援事業だけに限られているため、幅が狭いのではないかと。

<事務局>

支援検討会議はあんしんセンターの取組や、色々な箇所に記載している。それが支援検討会議の全体が見えない状況になっていると思うため、改めて検討したい。

<委員長>

日常生活自立支援事業実施の効果的な方策について。実施体制の整備等についても支援

検討会議において検討できるのかということも問題になるのかなという事がある。つまり、体制整備については、支援検討会議で意見を言うこともあるということか。

<事務局>

助言をいただくというふうに考えている。

<委員長>

意見を提案することもあると、こういう位置づけか。

<事務局>

おっしゃるとおりで、ケースにもよるとは思う。

<B 委員>

実施体制の整備強化について。協議会全体で日常生活自立支援事業実施とか、個人のマッチングをさせていくが、体制の整備強化については、あんしんセンター運営委員会や支援検討会議等としておいた方がいいと思う。例えば、強化についてあんしんセンター運営委員会や支援検討会議等において検討しますと、実施体制の強化について話しができる余地を残しておいた方がいいと思う。

<委員長>

中核機関の取組のため、あんしんセンター運営委員会がどのように考えて取り組んでいくか、工夫していただければと思う。

<B 委員>

全体に関わることで 11 頁、関連計画の期間。ここは地域福祉計画も記載した方がいいと思った。

17 頁、①成年後見制度に関する相談の受付、支援方針の検討。委員がおっしゃったとおり、図の前に相談やニーズを受けとめるといった記載をした方がいいと思う。また、図が少し読みにくいため、大きくする必要があると思う。

22 頁、市民後見人受任者 2 人となっているが、最新はもう少しいると思う。最新の数字を記載した方がいい。

43 頁、1 の成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進。先ほど議論があったとおり、日常生活自立支援事業による支援が困難になったときには、成年後見制度に移行できるような対応方針の検討等を行うとなっているが一方向になっている。提案としては、成年後見制度と日常生活自立支援事業との相互連携を推進し、市民の権利擁護支援体制を整備しますというような、双方向で検討できる記載にした方がいいと思った。

それと、第三の権利擁護支援の体制整備。先ほど厚労省のイメージ図があったとおり、入所施設で金銭管理が増えている。高齢分野、障害分野の入所施設で、こういう事業が適用になると後見人が入らなくても完結する。入所施設でのサポート体制の構築が多機能施設等で事業が成り立つと、後見人や自立支援事業の需要の多さに適用できる仕組みになるため、今後の検討課題になると思う。

委員がおっしゃっていた金融機関との連携の中で、例えば以前のアウトリーチ体験型のサポート、昔あった仕組みが復活してくるといいのではないかと思います。この下の成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携の推進で、成年後見制度へのスムーズな移行の 2 行目、また成年後見制度が終了したあとの移行とあるが、成年後見制度が終了したあとの日常生活自立支援事業等への移行の対応方針と記載する必要があると思う。

45 頁、資料 2 で説明があつたが、終活おひとり様相談窓口の連携の推進は多く考えることがたくさんある。例えば、静岡県静岡市や愛知県岡崎市では高齢者のサポート事業のガイドラインに沿った形で事業所の登録制度や市民の事前の登録制度がある。そういった総合的な対応が必要になってくると思うため、様々な相談が必要になってくることはどこかで触れる必要があると思う。

<委員長>

これについてあらためて事務局で検討して掲載するということでよろしいか。

<事務局>

そのようにしたい。

<A 委員>

項目立ての仕方の問題かと思うが、取組施策 1 の記載が一読したときに分かりにくかった面がある。最初の柱書きに記載されている下から 2 行目の権利擁護支援モデル事業の参加、日常生活自立支援事業の拡充、終活おひとり様相談窓口との連携が急に出てくる。それらとの連携を構築していく話をしているのか、後半で記載しているかねサポのことなのか、ここで想定している新たな連携というのが何を指しているのかが読んだときに少し分かりにくかった印象を受けたため、ご検討いただけたらと思う。

<事務局>

46 頁の新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援は、成年後見制度、日常生活自立支援事業、それから第 3 の権利擁護による支援と記載している。その中で終活関係の市の事業として、新たなメリットとして付け加えたが調整する。

<委員長>

実はここで、「日本の障害者施策に対する国連審査で、この 1 から 4 ままで指摘された」となっているが、国連の障害者権利委員会は具体的なことは述べていないため、記載の仕方について相談したい。

<事務局>

取組施策 2 について説明。

<B 委員>

先ほどの意思決定支援ガイドラインをこの辺に記載できるのではないかな。

<事務局>

検討する。

<事務局>

取組施策 3 について説明。

<事務局>

取組施策 4 について説明。

<C 委員>

60 頁の任意後見制度の周知活動の推進。認知症地域支援推進員等が行う普及啓発等の取組とあるが、61 頁に具体的な策の記載がなく、認知症地域支援推進員との普及啓発の連動はたぶん実施していない。おそらく認知症サポーターステップアップ講座の修了生が市民後見人になっていただくことかなと思う。

また、地域包括支援センターが行う相談支援とあるが、認知症地域支援推進員が 1 月か

ら選任から兼務になるため、地域包括支援センターが行う相談支援や普及啓発の取組に連動してもいいのではないかと考える。

<中核機関>

今の説明のとおり、認知症地域支援推進員がこの1月から今までは2圏域に1人の配置だったが、6圏域に1人ずつの配置となった。認知症地域支援推進員の業務の中にオレンジドアという活動がある。認知症高齢者の方を中心とした集まりなどがあるため、地域包括支援センターの周知活動と違った形での周知ができていると思っている。第2次計画では記載しておく効果が期待できるのではないかと考える。

<C委員>

オレンジドアとご説明があったが、本人を中心とした認知症サポーターステップアップ修了生が協力している状況的には、チームオレンジと記載するといいいのかなと思った。

<事務局>

今の意見等を踏まえ、関係課とも調整して追記の方向で考える。

<B委員>

60頁の2段書きの人生設計について。適切な時機にの「機」はこれでよろしいか。

あと62頁の任意後見制度の利用促進。4行目の社会福祉協議会含めには社会福祉協議会や各専門職団体の連携により、適切な担い手の育成を進めるとともに、といった内容になると思う。

<委員長>

実はこの適切な時機という用語は、法定後見の改正で言われている言葉で、法定後見改正の議論ではこの「機」を使用している。

<事務局>

62頁はご指摘の方向で修正する。

<A委員>

取組施策4についての整理の仕方。取組施策4のタイトルが担い手の確保と必要な人への制度利用促進とあるが、どちらかというとなんが大事なのは必要な人への制度利用促進が先ではないかと思う。必要な人への制度利用促進を進めていくと、第三者後見人、専門職後見人が不足してくるため、そこを確保していくという順番ではないかと思った。その2点について具体的な取組が1から4だと思うが、先ほどの順序で整理すると必要な人への制度利用促進に関する具体的な施策は、3の市長申立てではないかと思う。本人や親族が申立てできないときに首長申立てを積極的に行い、本人に権利擁護が実現されるようにする。成年後見制度に限らず、2の任意後見制度を積極的に利用していくことが望まれると、3と2が必要な人が望まれる制度利用促進に該当する具体的な施策ではないかと思う。

そして担い手を確保していくためには、1の担い手の確保・育成。専門職に限らず第三者後見人を養成して市民後見人を拡充していこうという施策や4の助成制度。専門職が不採算事件を引き受けられるように助成制度を拡充していこうという施策が位置付けられると思う。今のような整理をするとより伝わりやすく分かりやすい施策になると思った。

<事務局>

取組施策4についての順番等はもう一度検討する。

<B 委員>

5章の検証・評価。第2次計画の役割表に各役割が記載されているが、一番上の成年後見制度日常生活自立支援事業との連携の推進で、空欄が行政機関、専門職団体、関係機関、医療、福祉であるが、空欄の箇所もご協力いただかないと連携が進まないため、検討いただきたい。

<事務局>

ここは整理する。

<委員長>

一通り素案について見ていただいたが、事務局からなにかあれば。

<事務局>

今いただいた意見等を事務局でまとめてお示しする。

<委員長>

かなり指摘があった。指摘を踏まえて調整するとなると大変な作業になるのではないかとと思われる。今指摘を受けた件について、事務局で調整して修正等をした上で、再度委員の方にデータを送っていただくことになるか。

<事務局>

今日いただいた指摘について、どう対応したかをとりまとめて表にして、データを送付する。

<委員長>

検討自体は今日が最後のため、あとは事務局と委員長、副委員長との調整におまかせいただければと思う。